

感震ブレーカーの普及推進に関する取組の進め方(案)

基本的な考え方

現状認識

- 感震ブレーカーの認知度の向上がまずは必要であり、これまでリーフレットの作成・配布を行うとともに、各消防本部等での普及啓発の際に使用できる動画の制作を消防庁において進めているところであるが、更に幅広く広報活動を展開していくことが必要である。
- 各地域において、感震ブレーカーの普及を効果的に進めるためには、消防関係者や自治体のみならず、電気関係事業者や住宅関係事業者等の関係者と連携し、普及推進体制を構築する必要がある。
- 都道府県及び市区町村においては、防災基本計画の修正を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うことが必要である。また、実効性を確保するため、木造密集市街地等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、感震ブレーカー普及推進の具体的な計画を策定することが重要である。
- これらの取組の効果的な推進を図るため、消防庁では、各地域の設置状況や先進事例等の実態把握を進めつつ、本会議における議論を踏まえ、令和6年度中にモデル計画を策定する。

取組の進め方

感震ブレーカーの認知度向上

- ①多様な媒体を通じた効果的な広報活動の展開

感震ブレーカーに関する各地域の実態把握

- ②設置状況の把握について
- ③設置に対する支援(補助制度等)について

各地域における普及推進の仕組みづくり

- ④普及推進体制の構築について
- ⑤普及に向けた具体的な計画の策定について

①多様な媒体を通じた効果的な広報活動の展開

- 感震ブレーカーの認知度の向上を図るため、リーフレットや動画による普及啓発、ホームページやSNS等による情報発信、様々なイベントや戸別訪問等の機会を捉えた地域に密着したフェイストゥフェイスの広報等、様々な媒体を通じて多角的に広報活動を展開する。
- 地域住民による感震ブレーカーの設置につながる効果の高い広報内容となるよう工夫する(下記参照)。

感震ブレーカーに関するアピールポイント(例)

- 感震ブレーカーの設置による地震火災の防止効果
[震災時の電気火災の危険性、感震ブレーカーの仕組み]
- 当該地域における地震火災対策の必要性
[感震ブレーカーをはじめとする地震火災対策は地域の防災力向上のために必要であること。
密集市街地等において、自宅のみで設置しても周囲の家屋からの出火が延焼し自宅が類焼を受ける可能性が考えられ、地域ぐるみで設置を進めることが重要であること。
当該地域の地震火災による被害想定を示す等して、危機意識の共有化を図ること。]
- 感震ブレーカーの種類と特徴、各戸の状況に合わせて選ぶ際のポイント
- 感震ブレーカー設置時の留意点
- (可能であれば)地域の相談窓口など

②設置状況の把握について

- 内閣府において数年に1回「防災に関する世論調査」を実施しているところ。
- これに加え、各地域の重点エリアにおける設置状況について、おって消防庁から通知することとしているモデル計画において、重点エリア設定の考え方等を示した上で、消防庁にて定期的に状況をフォローする。

(参考)防災に関する世論調査

- 内閣府において防災に関する世論調査の一環として、感震ブレーカーについて調査
- 全国47都道府県に居住する18歳以上の日本国籍を有する者3000人へのアンケート調査

重点エリアの調査方法を検討するにあたっての論点(例)

- 調査範囲:全国一斉調査／地域ごとの調査(市区町村等)
- 調査対象:標本調査／全数調査 等
- 調査主体:府省庁／自治体／民間企業／協力団体 等
- 調査内容:感震ブレーカー設置の有無／感震ブレーカータイプの種類 等
- 調査手法:アンケート調査(郵送、WEB)／聞き取り調査 等

(参考)消防庁では、住警器の設置率について、毎年、全国の消防本部に標本調査を依頼し、各消防本部において住民に対する聞き取り等により調査した結果をとりまとめ、公表している。

③設置に対する支援(補助制度等)について

- 内閣府及び消防庁において全国の自治体へ支援状況のアンケートを実施しているところ(下記参照)
- アンケートの結果に基づき、支援の実施状況及び課題の整理・分析を行い、有効な支援方法について検討する。

アンケート内容

感震ブレーカーの設置・購入に対する支援事業の有無、支援対象地域・申請者、支援対象の感震ブレーカーの種類、支援割合・金額、過去の支援事業執行実績・執行予算 等

調査方法

調査対象:各地方公共団体

調査手法:各地方公共団体の担当へのアンケート調査(Forms調査)

調査期間

令和6年10月4日～令和6年10月30日

④普及推進体制の構築について

各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築する。この場合において、各地域の実情に合わせた体制とすることが重要である。

関係者ごとに期待される役割(例)

- 住宅関係事業者との連携
住宅の新築やリフォームの際に、発注者が地震による電気火災の危険性や感震ブレーカーについての情報に触れる機会が確保されることが重要 等
- 電力会社や電気保安協会との連携
電気事業法に基づく各家庭の電気設備の定期調査(4年に1回)の際に、分電盤の老朽化が明らかとなり交換の必要が生じた際に、電気火災対策の必要性などの情報に触れる機会が確保されるとともに、感震ブレーカー、もしくは後から通電遮断機能を付加可能な分電盤の設置が推奨されるべき 等
- 小売店との連携
電気設備・電気機器の選択のタイミングで分電盤タイプなどの感震ブレーカーについて、家主側に家電小売店等から適切に案内されることで導入の促進が見込まれる 等
- 関係部局の連携
地方自治体の防災部局やまちづくりに関わる部局、地方自治体の設置する消防機関はもとより、自治会・自主防災組織なども含め、地域における総合的な地震火災対策の一環として取り組むことが必要。

④ー１ 都道府県レベルの体制構築に関する進め方の例

都道府県レベルの体制構築の進め方として、例えば、防災会議において、地域防災計画に感震ブレーカーの普及推進を位置づける際の機会等を捉え、当該地域の感震ブレーカーの普及推進における主な関係者から構成される協議会等を開催すること等が考えられる。

(参考) 都道府県防災会議の構成例

都道府県知事

委員

指定地方行政機関、陸上自衛隊、都道府県教育委員会、都道府県警察長官、知事部局職員、区市町村及び消防機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び学識経験者 等

幹事

指定地方行政機関、陸上自衛隊、都道府県教育委員会、都道府県警察、知事部局職員、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関 等

専門委員

学識経験者 等

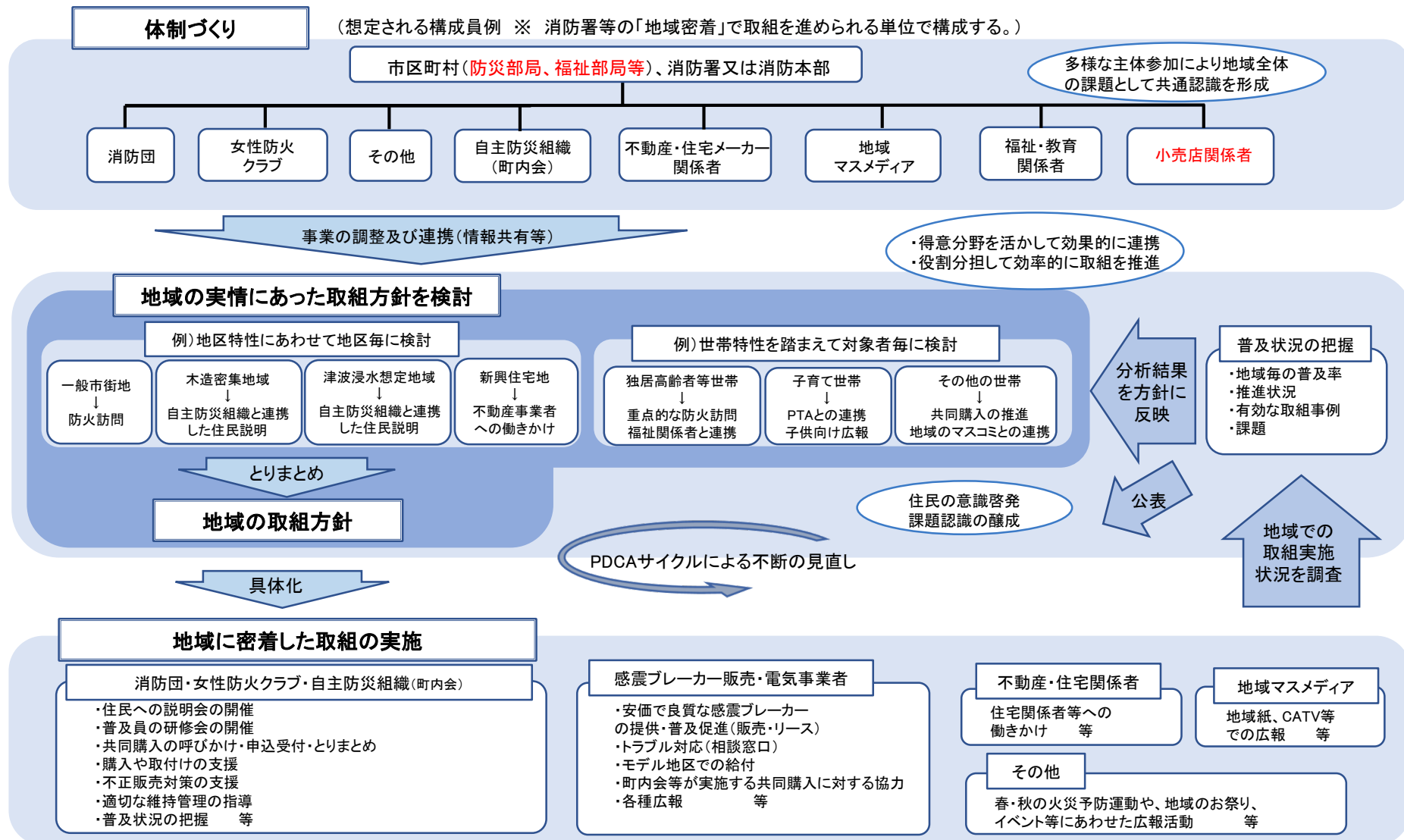
部会

地震部会、火山部会、風水害部会、津波部会等の内容に応じた構成員

④ー2 市区町村レベルの体制構築に関する進め方の例

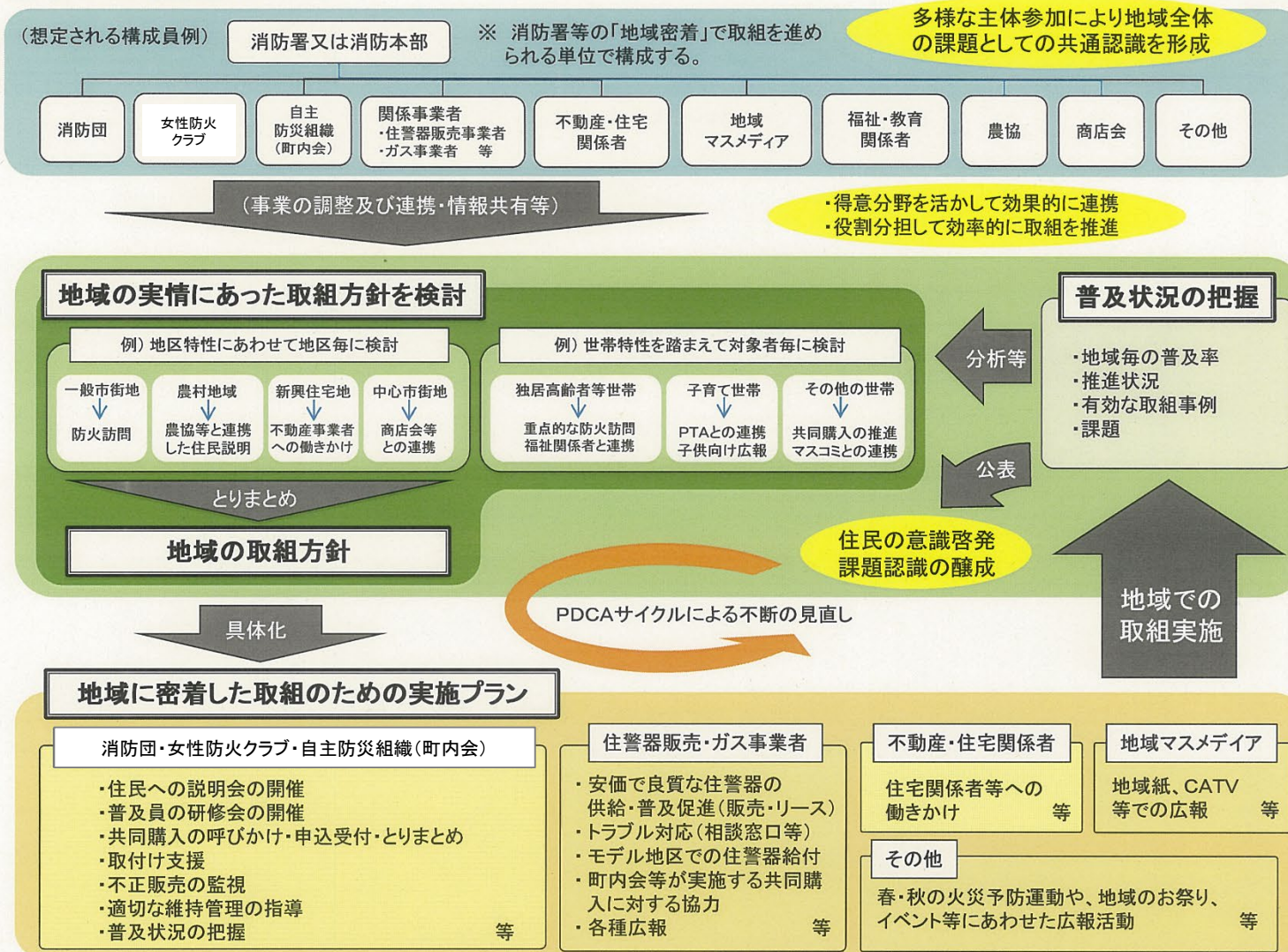
市区町村レベルの体制構築の進め方として、例えば、各地域においてこれまで住警器の普及推進を行ってきた体制を活用し、感震ブレーカーの普及推進に資すると考えられる関係者を適宜追加すること等が考えられる。

市区町村レベルでの推進イメージ(例)



(参考) 住宅用火災警報器を普及推進した際の体制

地域での推進イメージ



⑤普及に向けた具体的な計画の策定について

各地域で感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画を策定する際のガイドラインとして消防庁において、前記①～④の内容や先進事例を踏まえ、モデル計画を作成し、全国の自治体や消防本部に通知する。

＜モデル計画の検討イメージ＞

項目	検討のポイント、着眼点等
名称	(地域名)感震ブレーカー普及推進計画
趣旨	○感震ブレーカーの普及推進の背景・必要性を記載 ○地震火災対策における重要性をアピール
基本方針等	重点的な普及推進の対象とするエリアの設定(⇒P.10) 普及推進の戦略、設置率の目標、スケジュール等 (重点エリア／以外、新築／既存を考慮)(⇒P.11) 関係者の協働による普及推進体制(⇒P.5)
広報	多様な媒体を通じた効果的な広報活動の展開(⇒P.2)
設置状況の把握	重点エリアにおける設置状況の把握等(⇒P.3)
各関係者の取組内容	各関係者との連携(⇒P.12)

重点的な普及推進の対象とするエリア(例)

○対象地域

- 地震時に著しく危険な密集市街地
- 防火・準防火地域
- 津波浸水想定区域
- 地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域

○対象世帯

- 高齢者が居住する世帯
- 障害者認定を受けているものが居住する世帯
- 全世帯 等

※上記の中から、地域の実情に応じて普及推進する地域・世帯を選択

⑤-2 感震ブレーカーの機器の選択について

感震ブレーカーのタイプによって、動作精度や付与できる機能が異なることから、こうした特徴を踏まえた選択方法を整理する。

感震ブレーカーのタイプごとの特徴(参考)

- 簡易タイプ
 - ・既存のブレーカーに対して追加設置が可能
 - ・比較的低コストで設置でき、多くの家庭での設置が期待できる
 - ・設置方法により通電遮断の動作精度が低下するおそれがある
- コンセントタイプ
 - ・作動時に未設置のコンセントへの通電を確保することができる
 - ・コンセント以外の配線、屋内配線及び未設置のコンセントでは火災発生を防げない
- 分電盤タイプ
 - ・新築時に設置するか、分電盤の交換等追加工事を行い設置する
 - ・感震性能、通電遮断の安定性が高い
 - ・避難時間を確保するための機能を持つものもある

※上記を踏まえ、地域の実情に応じて普及推進する機器を選択
こうした情報は利用者が機器を選ぶ際の参考情報として広報活動にも活用できる。

⑤ー3 各関係者の取組内容について

関係者	取組の項目例
市区町村 消防	・ 消防・消防団・自治会等との連携に関する事 ・ 住宅・建築部局との連携に関する事 ・ 福祉部局との連携に関する事 ・ 防災部局との連携に関する事 ・ 商工会・工業協会との連携に関する事 ・ 財政措置に関する事 ・ 定期的な調査報告に関する事 ・ 地域イベント等を通じた普及啓発に関する事
警察	・ 悪徳業者への注意喚起に関する事
損保	・ 営業中の広報活動の協力に関する事
消費生活センター	・ クレーム対応に関する事
関係事業者 (電気事業者、工事事業者等)	・ 電気設備点検時の普及啓発に関する事
不動産関係団体 住宅関係団体	・ 展示用等でのイベントを通じた啓発活動に関する事
マスメディア	・ 地元メディアとの連携した広報に関する事
福祉協議会	・ 民生委員児童委員連合会との連携に関する事 ・ ホームヘルパー協議会との連携に関する事
小売店関係団体	・ 買い換え時の斡旋に関する事